

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 264 号）

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

#### (1) 請求の概要

異議申立人は、平成 19 年 1 月 4 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のものをいう。以下同じ。）に基づく異議申立てに係る、条例に基づく不開示（不存在）決定等の処分の対象となっている真実の行政文書（以下「真実の行政文書」という。）が、保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認する内容を明記している文書などの開示の請求（以下「本件請求 1」という。）及び真実の行政文書が、保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認しない内容を明記している文書などの開示の請求（以下「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 を「本件請求」と総称する。）をした。

#### (2) 本件請求 1 について

本件請求 1 の内容は次のとおりである。

ア 条例に基づく開示請求に対して、実施機関である広島県（知事部局及び警察本部）からは、意図的な不開示（不存在）決定などの処分が横行している。

イ これらの処分のうち、知事部局が行った処分について不服があることから、行政不服審査法に基づき、広島県知事に対して異議申立てが提起されている。しかし、実施機関である知事部局が、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問したままの状態、審査会がこれをまったく審議せずに放置しているものが多数ある。

ウ また、実施機関である知事部局が審査会へ諮問せずに異議申立てを無視しているものもあり、審査会の実施要領について重大な疑義がある。

エ 以上のことから、真実の行政文書が、保存年限を経過するなどの理由で廃棄される可能性が極めて高く、審査会の事務局である総務部秘書広報局行政情報室（以下「行政情報室」という。）が開示請求の対象とされた各部署からの要望に配慮して、真実の行政文書を隠匿できるよう画策しているものと思料される。

オ そこで、審査会の事務局である行政情報室が、上記のように、①法令に基づき提起された異議申立てを放置していること、あるいは、②諮問したままの状態、審査会がこれをまったく審議せずに放置していることに起因し、真実の行政文書が、保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認する内容を明記している文書などを開示請求の対象とする。

#### (3) 本件請求 2 について

本件請求2については、前記(2)アからエまでにより、オ①②に起因し、当該真実の行政文書が、保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認しない内容を明記している文書などを開示請求の対象とする。

## 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成19年1月23日付けで異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年3月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 真実の行政文書が保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることは当然考えられるが、廃棄することを容認しない内容、又は容認する内容を明記している文書のいずれかは当然に作成しているものと考えられる。
- (2) 本件処分は、いずれの内容についても作成していないという不当な処分であり、審査会事務局の立場にある行政情報室が適切な対応策を講じることなく、間接的な不作為をもって、真実の行政文書を隠匿できるよう画策しているものであり、行政情報室長の当該手法に対して嚴重に抗議する。
- (3) 実施機関の理由説明書によれば、本件請求の対象となる文書の定義を「審査会の事務局である行政情報室が容認する又は容認しない内容が明記されている文書」としているが、本件請求の開示請求書にはそのようなことは記載していない。
- (4) 開示請求書では、「審査会の事務局である行政情報室が、上記のように、①法令に基づき提起された異議申立てを放置し、あるいは、②諮問したままの状態審査会がこれをまったく審議せずに放置していることに起因し、(後略)」と記載したが、これは実態の背景に言及したまでに過ぎず、開示請求の対象とした文書の作成が広島県の実施機関の各部署で行われている場合も当然に含んでいることは明白である。
- (5) したがって、本件請求の対象とした「容認する」あるいは「容認しない」という内容を明記している文書は、広島県の実施機関の該当する部署に必ず存在していることから、適正に開示するよう要求する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 事案の概要

異議申立人は、条例に基づく開示請求に対する不開示決定等の処分の対象行政文書について、審査会の事務局である行政情報室が、「保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認する内容を明記している文書」及び「保存年限を経過するなどの理由で廃棄することを容認しない内容を明記している文書」の開示の請求を行った。

当機関は、当該請求の対象となる行政文書を検索したところ、保有していないため、条例第7条第1項の規定によって本件処分を行った。

### 2 本件処分の理由

(1) 本件請求の対象となる行政文書は、開示請求の対象でありながら処分の対象とならなかった文書について、担当部署が保存年限の経過により廃棄することを、審査会の事務局である行政情報室が容認する又は容認しない内容が明記されている文書である。

(2) 異議申立人は、自らが行った開示請求に対する各担当部署の処分において、具体的な理由を示すことなく、当然に真実の行政文書が存在すると主張し、多数の異議申立てを行っており、本件請求はこのことに関連して行ったものと考えられる。

まず、開示請求が提出された場合、当該開示請求の対象となる行政文書を検索した上で特定し、開示決定等を行うこととなっている。

そして、この一連の作業は、開示請求の対象となる行政文書を保有している担当部署が行うものである。

このように、開示請求の対象となる行政文書の特定時において、行政情報室が真実の行政文書の存否を把握することはないのであるから、関与していない事項について、何らかの文書を作成することはあり得ないものである。また、県が保有する行政文書については、定められた保存年限に従い、各担当部署が廃棄等の手続きを行っているところであるが、文書の廃棄について行政情報室が関与できる権限を定めた規定は存在せず、このことから、本件請求の対象となる行政文書が存在する余地はない。なお、異議申立人は、「審査会の事務局である行政情報室が開示請求の対象とされた各部署からの要望に配慮して、真実の行政文書を隠匿できるように画策」しているとして主張した上で、本件請求を行っているが、この主張を裏付けるものを何ら示しておらず、異議申立人の一方的な憶測にすぎないものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

実施機関は、本件請求を、異議申立てに係る不開示決定等の対象となった行政文書が廃棄されることを行政情報室が容認する又は容認しない内容を明記している文書の開示を求めるものと捉えている。

一方、異議申立人は、上記第3の2(3)から(5)までのとおり、本件請求は、

行政情報室に限らず、広島県の実施機関の各部署で行われている場合も当然に含んでいる旨主張している。

そこで、当審査会において本件請求の開示請求書を見分したところ、その前段には、行政情報室が事務局となっている審査会の運営方法についての疑義や、行政情報室が真実の行政文書の隠匿を画策しているといった、異議申立人の本件請求の動機が記載されている。これらの動機も含めた開示請求書全体の文脈から、本件請求の対象となる行政文書は、行政情報室が、真実の行政文書について、保存年限を経過するなどの理由で廃棄されることを容認する又は容認しない内容を明記している文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものと解される。

## 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求文書が存在しない理由として、開示請求の対象となる行政文書の特定时において、行政情報室が真実の行政文書の存否を把握することはないこと、また、文書の廃棄について行政情報室が関与できる権限を定めた規定は存在しない旨説明する。

そこで、当審査会から実施機関に対して、この説明に関連する規程等を求め、提出された広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）を見分したところ、当該要綱には実施機関における行政文書の開示に関する事務等の取扱いについて定められており、開示請求に係る行政文書の特定及び当該行政文書を保有しているかどうかについては、開示請求の内容に応じて割り振られた担当部署が行う旨規定されていた。

また、広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）では、文書の保存及び廃棄に関して規定されているが、行政情報室が他の部署の文書の保存及び廃棄に関与できる旨は規定されていなかった。

したがって、開示請求に係る文書の特定、真実の行政文書の存否の確認又は文書の保存及び廃棄に関し、行政情報室は関与しないものと認められ、本件請求文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	・ 諮問を受けた。
20. 2. 27	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 9. 2	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 9. 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 12	・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 3. 24 (平成 29 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 20 (平成 30 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授